

「京都 朝・夜観光」推進事業補助金



観光時間の分散化や地域の新たな賑わいの創出、周遊観光の促進を図るため、京都府内で行われる夜間又は早朝イベントの開催、体験プログラムの造成やツアーの広報・宣伝にかかる費用を支援します。

【募集期間】 令和7年 **6月25日**（水）～ **7月14日**（月）17時

【補助期間】 交付決定日※ から令和8年1月31日（土）まで

※ 事前着手届を提出した場合は事前着手（予定）日から可

	【区分①】 夜間・早朝コンテンツ造成・販売支援（継続型）	【区分②】 夜間・早朝コンテンツ造成・販売支援（単発型）	【区分③】 夜間・早朝ツアー販売支援
対 象 業 事	夜間・早朝に京都府内で実施するイベント等で、国内外観光客を対象に新たに実施する事業のうち、 期間中継続的に実施するもの	夜間・早朝に京都府内で実施するイベント等で、国内外観光客を対象に新たに実施する事業のうち、 区分①に当てはまらないもの（1回のみの実施等）	夜間・早朝の観光コンテンツを含む京都府内を巡る新たに造成した 募集型企画旅行の広報・宣伝事業 ※とっておきの京都エリア、もうひとつの京都エリアの周遊観光を促すツアーであること
補 助 対 象 者	観光協会、商工会等、観光地域づくり法人（DMO）、民間事業者及びその他の法人、任意団体のいずれかに該当するもの 任意団 thể例） 市町村、観光協会、府内DMOが構成員又はオブザーバーや協力団体として関わっている実行委員会、協議会等		旅行業の登録区分において、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業の登録をしている事業者
補助率	補助対象経費の2分の1		
補 助 上 限 額	300万円	100万円	20万円 （1コースあたり） ただし1申請者の補助限度額合計は100万円まで

- ・ 期間中継続的に実施するものとは、補助期間中、週1回以上のイベント等を1か月程度又は月1回以上のイベント等を3か月程度実施するものをいう。
- ・ イベントに合わせて実施され、イベント参加者向けに提供されるツアーは、イベントの一部として取り扱う（一体として「イベント」とみなす。）
- ・ 本補助金は予算の範囲内で交付するものであり、申請多数の場合は、交付額の調整（減額等）を行う可能性があります。

想定事例（あくまでも例示であり、様々な取組をお待ちしております。）

【区分①】夜間・早朝コンテンツ造成・販売支援（継続型）

- ・お寺でランタン祭り（1か月間実施）
- ・夜の昆虫採集体験（週1回を計4回シリーズとして1か月間実施）
- ・朝の勤行体験（月1企画として3か月間実施）



【区分②】夜間・早朝コンテンツ造成・販売支援（単発型）

- ・地元の飲食店や商店が出店するナイトマルシェ（連続する2日間開催）
- ・外国人観光客向け夜間の伝統祭事体験（1回開催）
- ・定置網漁体験（1回開催）



【区分③】夜間・早朝ツアー販売支援

- ・京都市内早朝セリ見学+大原での野菜収穫体験ツアーの集客のための新聞広告
- ・竹の里乙訓エリア紅葉スポット巡り+京都市内寺社夜間拝観タクシープランの集客のための動画制作及びSNS・WEB広告掲載
- ・大阪発 お茶の京都エリア+京都市内夜間観光スポットを巡るバスツアーの集客のためのチラシ・パンフレット制作
- ・東京発 海の京都エリア満喫新幹線+宿泊+レンタカープラン（早朝気球体験付）オンライン販売に係る観光情報サイトへのPR記事掲載

対象経費

- ①企画に係る経費、②広報に係る経費、③参加者向け配布物の制作に係る経費、④ガイド人材の育成に係る経費、⑤効果測定に係る経費、⑥会場利用に係る経費、⑦会場設営に係る経費、⑧出演者、講師への謝金、旅費、⑨運営に係る経費、⑩備品・消耗品に係る経費、⑪参加者に対する賠償・損害保険料

※区分③は②広報に係る経費のみが対象経費

申請書提出先・問い合わせ先

提出先・問い合わせ先

公益社団法人京都府観光連盟

E-MAIL : asa-yoru@kyoto-kankou.or.jp

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

府庁2号館3階

交付要綱・要領・様式は下記HPをご確認ください。

「京都府観光ガイド」→右上「事業者の皆様へ」<https://www.kyoto-kankou.or.jp/hq>

問い合わせは問い合わせフォームよりお願いいたします。回答はメールでの回答となります。

問い合わせフォーム : <https://forms.office.com/r/XKrZSSvepa>

